

広島県感染症予防計画

令和元年 12 月



目 次

第 1 感染症対策の基本的な考え方	1
1 事前対応型行政の強化	1
2 感染症の予防や治療に重点を置いた対策	2
3 人権の尊重	3
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	3
5 インフルエンザ(H1N1)2009等の経験を踏まえた対応	4
6 本計画に基づく特定感染症に係る個別計画等の整備	5
7 適切な役割分担による予防計画の推進	6
8 広島県における感染症に関するネットワーク	8
第 2 感染症の発生予防のための施策	9
1 基本的な考え方	9
2 予防接種の推進	9
3 感染症発生動向調査体制の整備	11
4 行動計画等の整備	12
5 医師等への専門的な視点からの情報及び分析結果等の提供	12
6 結核に係る定期の健康診断の実施	12
7 食品衛生部門及び生活衛生部門等との連携	12
8 感染症予防対策における関係機関及び関係団体との連携	13
9 特定病原体等の適正な取扱い	13
第 3 感染症のまん延防止のための施策	15
1 基本的な考え方	15
2 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院、消毒等の措置	15
3 感染症の診査に関する協議会	17
4 積極的疫学調査	17
5 指定感染症及び新感染症への対応	18
6 関係機関等との連携	19
7 感染症の病原体等検査体制の確立	20
第 4 感染症の医療提供体制	22
1 基本的な考え方	22
2 感染症に係る医療の提供体制	22
3 その他感染症に係る医療の提供体制	25

第 5 緊急時における国、県及び市町相互間の連絡・連携体制	28
1 緊急時における国との連絡・連携体制	28
2 緊急時における県及び市町相互間の連絡	28
3 県及び市町と関係団体との連絡体制	29
4 緊急時の指揮命令系統	29
 第 6 広報対応等	 30
1 広報担当部局との連携	30
2 報道機関対応の一元化	30
3 正確な情報提供等	30
4 広報機能の強化	30
 第 7 感染症に関する調査・研究・人材育成	 31
1 基本的な考え方	31
2 調査・研究体制の整備	31
3 関係機関等との連携	31
4 感染症に関する人材の育成	31
5 医師会等における感染症に関する人材の育成	32
6 発生時対応訓練の実施	32
7 有識者等の活用	32
8 人材育成の強化	32
 第 8 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに患者等の人権の尊重	 33
1 基本的な考え方	33
2 啓発と人権の尊重のための方策	33
3 関係機関との連携	33
 第 9 特定感染症等の予防に係る施策の推進	 35
1 新型インフルエンザ等対策	35
2 結核対策	35
3 エイズ対策	35
4 肝炎対策	35
5 ウエストナイル熱（脳炎）対策	36
6 重症急性呼吸器症候群(Severe Acute Respiratory Syndrome : S A R S)対策	36

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	37
1 施設内感染の防止	37
2 災害時の感染症対策	39
3 動物由来感染症対策	39
4 外国人に対する情報提供等	40

【資料編】

資料1 感染症法の対象となる感染症の定義・類型	41
資料2 広島県感染症発生動向調査年別患者報告数（一～五類全数）	42
資料3 定期予防接種の種類及び対象者	45
資料4 特定病原体等一覧	46
資料5 感染症の分類	48
資料6 用語の解説	49
資料7 感染症指定医療機関等位置図	52

はじめに

広島県の感染症対策については、平成11年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下「感染症法」という。）の施行に基づき、「広島県感染症予防計画」（以下「本計画」という。）を策定し、感染者の人権に配慮すること、保健所を感染症対策の地域における中核的機関として位置づけること、県民に対し予防に重点をおいた普及啓発を進めることなど、時代に即した対策を着実に推進してきた。

本計画は、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）」（以下「基本指針」という。）が改正された場合又は諸般の情勢に鑑み見直しを行う必要がある場合には、再検討を加え、必要な変更を行うものであり、これまで、「重症急性呼吸器症候群（S A R S）」「高病原性鳥インフルエンザ」「ウエストナイル熱」などの新興感染症や「結核」「マラリア」などの再興感染症、テロ集団による意図的な感染症まん延の危険性、インフルエンザ（H1N1）2009の流行、多剤耐性菌による院内感染、東日本大震災における感染症対策の重要性等を踏まえ、2回の改定を行った。

今般、平成28年までの状況の変化を踏まえて基本指針が改正されたことに伴い、本計画を改定し、感染症対策をより一層、総合的かつ計画的に推進していく。